

## アラブ首長国連邦(UAE)ドバイ首長国における関税支払要否について

### 1. 概要

本資料はドバイ税関などの発行する規則または慣行に基づいて、(1)GCC<sup>1</sup>諸国以外の国の製品(例:日本製品)、(2)GCC 諸国製品(例:サウジアラビア製品)、(3)UAE 製品、(4)UAE 国内での生産向けの原材料について、発送地(製造地)、経由地、最終仕向地ごとに UAE の輸入関税支払要否をまとめたものである。なお、アラブ首長国連邦(UAE)は 7 首長国による連邦制であり、各首長国政府が通関を管轄するため、首長国間で運用は多少異なる。本資料はドバイにおける通関を前提としている。

### 2. UAE の関税制度概要及び関税免除品

- 関税は原則として一律 5%(CIF 価格)。ただし、2002 年 UAE 連邦法第 19 号により、アルコールは 50%、たばこは 100%。食料品を中心とした 53 品目は例外品目として免除される。
- 関税免除を受けられるか否かは書類手続きが左右する。本調査は一般的な原則に基づいているが、実際に免除を受けられるかどうかは、経験豊富な物流業者に書類手続きや税関とのやり取りを依頼することが重要である。
- 2003 年に制定され 2007 年に UAE により批准(その後 2002 年まで遡及)された GCC 統一関税法により、GCC 諸国の製品には関税はかからない。
- GCC 諸国の製品に加え、以下の商品は関税が減免される。
  - ドバイ税関指針(以下「DCP」)40/2015 により、シンガポールから直接輸入され、GCC-シンガポール自由貿易協定で指定された商品は関税が減免される。
  - DCP42/2015 により、EFTA 諸国(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)から直接輸入され、GCC-EFTA 自由貿易協定で指定された商品は関税が減免される。

---

<sup>1</sup> GCC: 湾岸協力会議。バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE の 6 カ国で構成される。

- GCC 統一関税法 98 ないし 106 条および DCP15/2008 ならびに DCP25/2009 により、GAFTA<sup>2</sup>加盟国原産の商品は GCC 原産商品と同様の扱いを受ける。しかし、明確に規定されているものの、現時点ではドバイ税関による適用はみられない。

---

<sup>2</sup> GAFTA: 大アラブ自由貿易地域(Greater Arab Free Trade Agreement)。アルジェリア、バーレーン、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア、チュニジア、UAE、イエメンが加盟。

## 3. 各製品に関する発送地、仕向地ごとの UAE 関税の支払い要否

## (1)GCC 諸国以外の国の製品に関する発送地、仕向地ごとの UAE 関税の支払い要否について

最終仕向地 発送地・経由地	GCC 諸国以外の国	GCC 諸国(UAE 除く)	UAE (フリーゾーン <sup>3</sup> 外)	フリーゾーン
GCC 諸国以外の国	UAE を通過しないため適用外	UAE を通過しないため、適用外  注)輸入国となる GCC 諸国では、5%の関税が輸入者に課税される。	関税支払義務あり  出所:GCC 統一関税法	以下の場合、関税支払義務なし  (1) 再輸出向け商品 (2) フリーゾーン内で永久使用される商品 再輸出の場合、30 日以上留め置く場合は、デポジットまたは保証を求められる。最大 6 カ月まで留め置き可能。  出所: DCP/34/2010 and DCP/37/2011; Dubai Customs Notice No. 3 of 2016, Dubai Customs Notice No. 2 of 2017.
GCC 諸国以外の国から一時的に UAE(フリーゾーン外)に輸入された商品	輸出取引のため適用外  出所:GCC 統一関税法	輸出取引のため適用外  なお、他の GCC 諸国への輸入時の関税支払が証明できれば UAE の関税還付をうけることができる  出所:GCC 統一関税法、ドバイ税関利用者ガイドブック第 3 版、ドバイ税関へのヒアリング	国内取引のため適用外  一度 UAE 国内に輸入されたものなので、国内取引となる。  出所:GCC 統一関税法	輸出取引のため適用外  一度 UAE 国内に輸入されたものなので、輸出取引となる。  なお、UAE 輸入時に、フリーゾーンへの持ち込みを前提として UAE 国内への一時持ち込み許可を受けていれば、関税支払が免除される  出所: DCP/38/2011

<sup>3</sup> フリーゾーン: 100%外資出資などが認められた特別区

最終仕向地 発送地・経由地	GCC 諸国以外の国	GCC 諸国(UAE 除く)	UAE (フリーゾーン <sup>3</sup> 外)	フリーゾーン
	※UAE への一時的な輸入時には、フリーゾーンへの持込みを前提とする場合を除いて原則関税の支払が必要。			

GCC 諸国以外の国から一時的に UAE のフリーゾーンに輸入された商品	輸出取引のため適用外 なお、6 ヶ月以内に再輸出される場合は UAE 輸入時にも関税支払不要  出所: DCP/34/2010 and DCP/37/2011.	輸出取引のため適用外 なお、6 ヶ月以内に再輸出される場合は UAE 輸入時にも関税支払不要  ただし、UAE 製品としての GCC 内での関税免除は受けられないため、輸出先の関税を支払う必要がある  出所:GCC 統一関税法	関税支払義務あり  フリーゾーンから商品を外に持ち出す際に、関税を支払う  出所:GCC 統一関税法	異なるフリーゾーンに移送されたとしても、フリーゾーン内で永久使用される場合は、関税支払義務なし  出所: DCP/34/2010, DCP/37/2011, DCP/43/2015; Dubai Customs Notice No. 3 of 2016, Dubai Customs Notice No. 2 of 2017.
	<b>※UAE フリーゾーンへの一時的な輸入時には条件付きで関税支払不要</b>			

## (2)GCC 諸国製品※に関する発送地、仕向地ごとの UAE 関税の支払い要否について

※GCC 加盟国いずれかの原産地証明書の添付を前提とする

最終仕向地 発送地・経由地	GCC 諸国以外の国	GCC 諸国(UAE 除く)	UAE (フリーゾーン外)	フリーゾーン
GCC 諸国	UAE を通過しないため適用外	UAE を通過しないため適用外	関税支払義務なし  出所:GCC 統一関税法	関税支払義務なし  出所:GCC 統一関税法
GCC 諸国から一時的に UAE(フリーゾーン外)に輸入された商品	輸出取引のため適用外 出所:GCC 統一関税法	輸出取引のため適用外 輸出先の GCC 諸国でも関税支払不要 出所:GCC 統一関税法	国内取引のため適用外 一度 UAE 国内に輸入されたものなので、国内取引となる。	輸出取引のため適用外 一度 UAE 国内に輸入されたものなので、輸出取引となる。
<b>※UAE への一時的な輸入時に関税支払は不要</b>				
GCC 諸国から一時的に UAE のフリーゾーンに輸入された商品	輸出取引のため適用外 出所:GCC 統一関税法	輸出取引のため適用外 輸出先の GCC 諸国でも関税支払不要 出所:GCC 統一関税法	関税支払義務なし 出所:GCC 統一関税法	異なるフリーゾーンに移送されたとしても関税支払義務なし
<b>※フリーゾーンへの一時的な輸入時に関税支払は不要</b>				

## (3)UAE 製品に関する発送地、仕向地ごとの UAE 関税の支払い要否について

最終仕向地 製造地・経由地	GCC 諸国以外の国	GCC 諸国(UAE 除く)	UAE (フリーゾーン外)	フリーゾーン
UAE(フリーゾーン外)または JAFZ で工業ライセンス保有企業 <sup>4</sup> によって製造された商品	輸出取引のため適用外 出所:GCC 統一関税法	輸出取引のため適用外 輸出先の GCC 諸国でも関税支払不要 出所:GCC 統一関税法	国内取引のため適用外	国内取引のため適用外
<b>※UAE 経済省原産地証明書の取得を前提</b>				
UAE(フリーゾーン外)で工業ライセンス保有企業によって製造され、一時的にフリーゾーンに輸出された商品	輸出取引のため適用外 出所:GCC 統一関税法	輸出取引のため適用外 輸出先の GCC 諸国でも関税支払不要 出所:GCC 統一関税法	国内取引のため適用外	国内取引のため適用外
<b>※UAE 経済省原産地証明書の取得を前提</b>				
	輸出取引のため適用外	輸出取引のため適用外	国内取引のため適用外	国内取引のため適用外

<sup>4</sup>工業ライセンス保有企業: UAE 経済省発行の工業ライセンス(「UAE 経済省工業ライセンス」)を有する企業。

取得には、UAE 国民の出資比率が 51%以上でなければならない。また、従業員 10 人以上、最低資本金 25 万ディルハム以上、所在首長国の発行する工業ライセンスを有することが条件となる。

工業ライセンス保有企業のみが UAE 経済省の原産地証明書を取得できるが、これを取得するためには、製品は以下 A、B の 2 点を満たす必要がある。

(A)以下のいずれかの企業により生産された製品。

(1) UAE 経済省工業ライセンスを有するフリーゾーン外に設置された企業(多くは有限責任会社(LLC))

(2) ジュベル・アリ・フリーゾーン(「JAFZ」)発行の工業ライセンス(National Industrial License)を有する JAFZ に所在する企業で、UAE 国民または UAE 企業が 51%以上出資している企業

(B) 製造工程において 40%以上の付加価値を加えられたもの。

なお、UAE 経済省工業ライセンス取得には、通常1年はかかることが多い。

UAE(フリーゾーン外)で 工業ライセンス無取得企業 <sup>5</sup> によって製造された 商品	出所:GCC 統一関税法	輸出先の GCC 諸国では関税支払義務あり 出所:関係者へのヒアリング		
	<b>※ドバイ商工会議所の原産地証明書の取得を前提</b>			
フリーゾーン製造企業 <sup>6</sup> に よって製造された商品	輸出取引のため適用外 出所:GCC 統一関税法	輸出取引のため適用外 輸出先の GCC 諸国では関税支払義務あり 出所:関係者へのヒアリング	国内取引のため適用外	国内取引のため適用外
	<b>※ドバイ商工会議所の原産地証明書の取得を前提</b>			

<sup>5</sup> **工業ライセンス無取得企業:** フリーゾーン外に所在し、首長国発行の工業ライセンスは有しているが、UAE 経済省工業ライセンスは有しない企業。これは、(1) 従業員数、付加価値など上記 UAE 経済省工業ライセンスまたは UAE 経済省原産地証明書の発行条件を満たさない、(2) または UAE 経済省工業ライセンスを取得前の企業が当てはまる。工業ライセンス無取得企業は、製造者としての関税に関する優遇を受けることができず、UAE 経済省原産地証明書の発行対象とならない。ドバイ商工会議所による原産地証明書は発行されるが、UAE 製品としての GCC 諸国での関税免除などは受けられない。

<sup>6</sup> **フリーゾーン製造企業:** JAFZ 発行の工業ライセンス取得企業を除いた、フリーゾーン内にある製造企業。製造者として関税上の優遇を受けることができず、UAE 経済省原産地証明書の発行対象とならない。ドバイ商工会議所による原産地証明書は発行されるが、UAE 製品としての GCC 諸国での関税免除などは受けられない。



## (4)UAE 国内での生産向けの原材料に関する UAE 関税の支払い要否について

工業ライセンス保有企業	<p>該当企業は以下の輸入に関しては関税が免除されている。</p> <p>(a) 自社内で必要な機械、機器、部品及び建材 (b) 自社の生産過程に必要な原材料、半加工製品、半製造製品及び包装、梱包資材</p> <p>出所:1979年 UAE 連邦法第1号</p>
工業ライセンス無取得企業	<p>上記優遇の対象外。フリーゾーン外に GCC 製品以外を輸入する場合は、関税を支払う必要がある。</p>
フリーゾーン製造企業	<p>フリーゾーン内で使用する原材料などには関税が免除される。</p> <p>出所:GCC 統一関税法、2007年 UAE 連邦法第13号</p>

## 資料の利用についての注意・免責事項

本資料は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ドバイ事務所が現地法律事務所 AMERELLER LEGAL CONSULTANTS FZE(www.amereller.com)に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法改正などに寄って変わる場合があります。また、UAEの通関に関しては多数の規制、ガイドラインがある一方で、明文化されていない慣行も多く、時として矛盾するケースもあります。

本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言として依拠するべきものではありません。ジェトロ及び AMERELLER LEGAL CONSULTANTS FZE は、本稿の記載内容に関して生じたいかなる損害および利益の喪失について一切の責任を負いません。